

別紙 2

行政手続条例が適用される（条例又は規則に根拠がある）審査基準（申請に対する処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備 考
101	庁舎の施設又は設備の使用等の許可	厚岸町庁舎管理規則（昭和49年厚岸町規則第13号）	第9条	○	2日	総務課総務係	
102	臨時運行許可手数料の免除	厚岸町自動車臨時運行許可取扱規則（平成5年厚岸町規則第18号）	第6条	×ア	1日	総務課総務係	
103	町政情報開示請求に対する決定	厚岸町情報公開条例（平成11年厚岸町条例第26号）	第12条第1項	×ア	14日	総務課広報情報係	
104	自己情報開示請求に対する決定	厚岸町個人情報保護条例（平成17年厚岸町条例第12号）	第18条第1項	×ア	14日	総務課広報情報係	
105	自己情報訂正、削除請求に対する決定	厚岸町個人情報保護条例（平成17年厚岸町条例第12号）	第18条第1項	×ア	14日	総務課広報情報係	
106	自己情報の利用停止の請求に対する決定	厚岸町個人情報保護条例（平成17年厚岸町条例第12号）	第18条第1項	×ア	14日	総務課広報情報係	
107	告知情報端末による情報提供の承認	厚岸町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例（平成23年厚岸町条例第6号）	第3条第3項	×ア	4日	総務課広報情報係	
108	情報ネットワーク利用の承認	厚岸町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例（平成23年厚岸町条例第6号）	第7条	×ア	7日	総務課広報情報係	
109	情報ネットワーク利用者設備の変更等の承認	厚岸町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例（平成23年厚岸町条例第6号）	第10条第1項	×ア	4日	総務課広報情報係	
110	保有特定個人情報開示請求に対する決定	厚岸町特定個人情報保護条例（平成27年厚岸町条例27号）	第18条第1項	×ア	14日	総務課広報情報係	
111	保有特定個人情報訂正（追加及び削除）請求に対する決定	厚岸町特定個人情報保護条例（平成27年厚岸町条例27号）	第27条第1項	×ア	14日	総務課広報情報係	
112	保有特定個人情報利用停止請求に対する決定	厚岸町特定個人情報保護条例（平成27年厚岸町条例27号）	第34条第1項	×ア	14日	総務課広報情報係	

※「審査基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

- ①「○」 審査基準を設定している。
- ②「×」 審査基準を設定していない
 - ア：審査基準が法令の定めにくくされているもの
 - イ：申請等の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの
 - ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの